

加茂郷漁業協同組合

内共第4号第5種共同漁業権

遊漁規則

岡山県津山市加茂町桑原55番地

加茂郷漁業協同組合

加茂郷漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は加茂郷漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・こい・あまご・にじます・うなぎ・はえを言う。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムで申し出なければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第11条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。但し、2等の遊漁に限り身体障害者あるいは70歳以上・中学生は遊漁料金を半額で遊漁証票を交付するほか、小学生以下は無料とし遊漁証票を交付しないものとする。

(遊漁の方法・区域及び期間)

第3条 次の表の(ア)に掲げる魚種を対象とする遊漁は(イ)に掲げる漁法とし、それぞれ(ウ)に掲げる区域及び(エ)に掲げる期間内でなければならない。

| (ア)魚種 | (イ)漁業の方法 | (ウ)区 域 | (エ)期 間 |
|-------|--|---|-------------------------------|
| あゆ | 竿釣（リールを使用したルアー・フライ釣を除く）、投網、刺網、視水器 建切網、囲刺網、狩刺網 | 内共第4号の漁業権の区域のうち、津山市阿波大高下自念滝から加茂川との合流点までの落合川の区域を除いた区域。 但し、全ての網漁業、視水器については、加茂町桑原地内東西橋下流端から上流、加茂町中原地内岸本橋下流端及び加茂町塔中地内軒戸橋上流堰堤下流端までの区域を除く。 | 6月1日～12月31日 のうち組合の公示により定める |
| あまご | 竿釣、投網、点火ほこ突、刺網 | 加茂町桑原地内東西橋下流端から上流、加茂町中原地内岸本橋下流端及び加茂町塔中地内軒戸橋上流堰堤下流端までの区域を除く。 | 3月1日～8月31日 |
| にじます | 竿釣、投網、点火ほこ突 | また、リールを使用したルアー・フライ釣については、津山市加茂町下津川清流橋上流端から下流の加茂川、津山市加茂町黒木ダム堰堤から基点第18号までの倉見川、津山市阿波大高下自念滝から加茂川との合流点の落合川の区域に限る。 | 1月1日～12月31日 |
| うなぎ | 竿釣、投網、延縄、点火ほこ突 鰻籠漬、竹筒漬 | | 1月1日～12月31日 |
| こい | 竿釣、投網、刺網 | | 同 上 |
| はえ | 竿釣、投網、刺網、たも網 | | 同 上 |

2 前項の公示は、組合掲示板に掲載するものとする。

(制限区域)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表の(ア)欄の区域内において、(イ)欄の遊漁を、(ウ)欄の期間中、(エ)欄の料金を第7条に規定する遊漁料とは別に納付した者は、遊漁をすることが出来る。

| (ア) 区 域 | (イ) 種類 | (ウ) 期間 | (エ) 遊漁料金 |
|--------------------------------|--------|--------------------|------------------------------|
| 津山市阿波大高下自念滝から加茂川との合流点までの落合川の区域 | あまご釣り | 3月1日から 8月31日まで | 1日当たり 3,400円 消費税は外税とする |
| | にじます釣り | 1月1日から 12月31日まで | |

(体長制限)

第5条 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種 | 全 長 |
|-------|-----------|
| う な ぎ | 20センチメートル |
| あ ま ご | 15センチメートル |
| こ い | 15センチメートル |

(禁止漁具・漁法)

第6条 岡山県内水面漁業調整規則に定められているもののほか、次の漁具・漁法により遊漁を行ってはならない。

- 1 石もぐり・鯉ろ・う縄・はね川・鶺鴒・友寄漁法・川引・寄宇網漁法・石打
- 2 アクアラング等潜水器具を使用して行う漁法

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

| 等級 | 魚 種 | 漁具・漁法 | 遊漁料金(円) | | 備 考 |
|----|----------------------|---------------------------------|---------|-------|----------------------------------|
| | | | 年間 | 1日 | |
| 特等 | あゆ・はえ・あまご にじます・こい | 刺網、狩刺網、建切網、囲刺網 点火ほこ突 | 27,000 | なし | 1等以下の 権利も有する |
| 1等 | あゆ うなぎ | 竿釣り、視水器、投網、点火ほこ 突、鰻籠漬、竹筒漬、延縄 | 12,000 | 3,000 | 2等以下の 権利も有する |
| 2等 | あまご・にじます こい・はえ | 竿釣り、たも網 | 5,000 | 2,000 | 障害者・70歳以上 中学生は半額、 小学生以下は無料 |

- 2 遊漁料の納付は、加茂郷漁業協同組合組合事務所・遊漁証票取扱事務所・組合が指定するオンラインシステムあるいは遊漁を行う場所においては漁場監視員において納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という）を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 3 組合は、いかなる場合においても遊漁承認証を再発行しないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した、遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- 2 前項の場合、実情に応じて相当の賠償を請求することがある。

《附則》 この規則は知事の認可の日から施行する。

備考（1）様式第1号

（遊漁証票の表）

| | | |
|---|--------------------------|-------------------------------------|
| 遊 漁 者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | |
| 承認期間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで | |
| 漁具・漁法 | | 遊漁料 |
| 上記のとおり承認します 月 日 | | |
| 津山市加茂町桑原5番地 加茂郷漁業協同組合代表理事組合長 ㊟ (TEL) 0868-42-2109 取扱者 | | |
| <u>遊 漁 料</u> | | |
| 特等 | 27,000 円 | 刺網、狩刺網、建切網 罾刺網、点火ほこ突 |
| 1等 | 12,000 円 | あゆ竿釣、視水器、投網 うなぎ竿釣、鰻籠漬、竹筒漬、 延縄 |
| 2等 | 5,000 円 | あまご竿釣、にじます竿釣 こい竿釣、はえ竿釣、たも網 |
| 1等 日券 | 3,000 円 | |
| 2等 日券 | 2,000 円 | |

備考（2）様式第2号

監視員証

| | |
|----------------------------|------------------------|
| 加茂郷漁協 監視員証 | |
| 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明します。 | |
| 住所 | |
| 氏名 | 年齢 |
| 有効期間 | |
| 発行者 | 加茂郷漁業協同組合 代表理事組合長 ㊟ |

（遊漁証票の裏）

注 意 事 項

- 1 下記漁業は下記期間中禁止
 - ① あゆ漁業 1月1日よりあゆ解禁日まで
但し、あゆ放流後は昼夜を問わず網漁業解禁日まで 一切の網入れを禁止する。
 - ② あまご（ひらめ）漁業
9月1日より翌年2月末まで禁止
- 2 下記流域は制限区域です
阿波地内落合川全域はこの遊漁承認証の他、別途定める遊漁料を納付してください。
- 3 下記による漁具・漁法により水産動物の採捕を禁止する。石打・石もぐり・鯉ろ・う縄・友寄漁法・鵜飼・水中に電流を流してなす漁法・アクアラング等潜水器具を使用しての遊漁。
- 4 本証は遊漁中必ず携帯すること。
- 5 漁場監視員の要求があったときには提示すること。
- 6 遊漁中違反行為をしたときは遊漁規則に照らし相当の措置をすることがあるので違反のないよう遊漁すること。
- 7 本証は内共第4号第5種共同漁業権の区域以外では遊漁できない。
- 8 禁漁区間（網・視水器の一切禁止）
加茂町中原地内岸本橋下から、桑原地内東西橋下および塔中地内軒戸橋上流堰堤までの区間
- 9 リールを使用したルアー釣・フライ釣は下記区域内に限ります。
 - ①津山市加茂町下津川清流橋上流端から下流の加茂川
 - ②津山市加茂町黒木ダム堰堤から基点第18号までの倉見川
 - ③津山市阿波大高下自念滝から加茂川との合流点までの落合川